⑺　配置予定主任（監理）技術者の確認
　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、技術資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、２⑸に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると発注者が承認した者を配置しなければならない。
⑻　契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする、詳細は特記仕様書等による。
⑼　低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。
⑽　専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）
⑾　申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。
⑿　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⒀　手続における交渉の有無　無
⒁　契約書作成の要否　要
⒂　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無
⒃　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問合せ先は、４⑴に同じ。
⒄　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⒅　詳細は入札説明書による。

６　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Ikuo Okuwaki, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shin-Tomei Expressway The Second Elevated Bridge of Shin-Komakado East other 3 Bridge (Substructure)
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 15 April 2013
⑸　Time-limit for the submission of tenders : From 10 : 00 A.M. 12 June 2013 to 4 : 00 P.M. 14 June 2013
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract team, corporate Department. Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入札公示

公募型競争入札方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。
平成25年3月15日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長　戸田　和彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34

○第１号

１　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　中国管内航空レーザ測量業務（電子入札対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、中国管内において、大規模土砂災害時の対応に必要となる基礎資料として地形データを整備するため、航空レーザ測量を行うものである。
　主な業務内容は以下のとおりである。
・全体計画
・航空レーザ計測作業
・調整用基準点計測
・三次元計測データ作成
・オリジナルデータ作成
・グラウンドデータ作成
・１ｍグリッド（標高）データ作成
・５ｍグリッド（標高）データ作成
・等高線データ作成
・数値地形図データファイル作成
・基盤地図情報の作成
・簡易オルソフォト作成
・成果等の整理
⑷　履行期間　契約締結の翌日～平成26年３月14日
⑸　本業務は、入札前に業務計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。又、予定価格が500万円以上の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。
⑹　本業務の予定価格が500万円以上の場合に限り、本業務は低入札対策を実施する試行の対象とする。
⑺　本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

２　指名されるために必要な要件
⑴　入札参加者に要求される資格
１）入札に参加しようとする者は、①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
①　単体企業
ア）予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
イ）中国地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成25・26年度測量業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
ウ）会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記イ）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
エ）参加表明書提出期限日から開札の日までの期間が、中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
オ）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
カ）中国５県内に本店、支店又は営業所があること。